

## 子ども・子育て支援新制度に係る基準に関する条例（案）について

子ども・子育て支援新制度により、町では新たな事務が発生することになり、その事務を処理するための基準を定めることになっています。

町でも新制度の実施に向け、基準の策定の準備を進めております。

町の基準の策定の参考とするため、皆様のご意見をお聞かせください。

### 1 子ども・子育て支援新制度のしくみ

子ども・子育て支援新制度は、消費税の引き上げによる財源を活用して、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることができるしくみを導入し、子育て支援の質・量を充実させようとするものです。

子ども・子育て支援制度では、認定こども園、幼稚園、保育所（園）や地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の費用の給付が「子どものための教育・保育給付」として一本化されるため、これらを利用しようとするときは、保護者は利用する子どもごとに市町村から次の区分の認定を受けることとなります。

認定の種類		1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども		保育を必要としない満3歳以上の幼児	保育を必要とする満3歳以上の幼児	保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利用できるもの	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○	—	—
	保育所	—	○	○
	地域型保育事業 (家庭的保育事業等)	—	△※	○

※ 保育の体制の整備状況を勘案して認められた場合に限りです。

### 2 条例で定める基準とは

設備や運営の基準は、利用する子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するために定められる基準です。

例えば、施設に配置する施設長や直接子どもの処遇に関わる職員その他の職員の資格要件や配置基準に関する基準、保育室の床面積や給食設備などの設備に関する基準を定めま

す。これらの基準を条例で定めるに当たっては、国の省令で定められている「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」に沿って定めることが義務付けられています。

### 3 松伏町が条例で定める基準について

「子ども・子育て関連3法」に基づき、省令を踏まえて定める基準は次のとおりです。

- (1) 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の設備及び運営の基準
- (2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営の基準
- (3) 「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」の運営基準

# 松伏町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準

## に関する条例（案）について

### 【家庭的保育事業等について】

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」といいます。）は、子ども・子育て支援新制度において新たに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく松伏町の認可事業として位置づけられることになりました。

これに伴い、家庭的保育事業等にかかる設備及び運営の基準を定めることとなります。

子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等は原則3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対し行われる事業です。事業の内容は次のとおりです。

類 型	内 容
家庭的保育事業 (定員5人以下)	町が認定した家庭的保育者の居宅等で保育を行う事業
小規模保育 (定員6人～19人)	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施。保育を目的とした様々なスペースで行う。 規模に応じて3つの類型を想定しています。 <ul style="list-style-type: none"><li>・A型（保育所分園に近いもの）</li><li>・B型（保育所分園と家庭的保育の中間的なもの）</li><li>・C型（家庭的保育に近いもの）</li></ul>
居宅訪問型保育	保育を必要とする子の居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施する。 (特別なケアが必要な子の保育や、保護者の夜間勤務等に対応)
事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施。 ※認可を受けるためには、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもに保育を提供する必要がある。

### 【松伏町の基準案の概要】

下記の項目の以外の事項については、認可基準にかかる国の省令で定める基準のとおりとします。（詳しい内容については次ページ以降参照）

- ・すべての家庭的保育事業等について暴力団排除の規定を追加
- ・事業所内保育事業の受け入れる地域枠の子どもの人数について、その事業所の定員に関わらず1名以上とする。

#### 1 各家庭的保育事業等に共通の事項

- (1) 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く）は利用乳幼児に対する保育が

適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。

- (2) 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。
- (3) その上で、特例として、食事の提供について、連携施設や同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を行うことも可能とする。
- (4) 利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

## 2 家庭的保育事業

- (1) 家庭的保育事業は家庭的保育者の居宅その他の場所であって、以下の要件を満たす場所で実施するものとする。
  - ア 保育を行う専用の部屋（9.9㎡以上（保育する乳幼児が3人を超える場合には1人につき3.3㎡を加えた面積））を設けること
  - イ 衛生的な調理設備及び便所を設けること
  - ウ 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（満二歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上。代替地も可）があること
  - エ 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に行うこと
- (2) 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合、3人以下の保育を行う場合であって家庭的保育補助者が調理を行う場合、搬入施設から食事を搬入する場合、調理員を置かないことができる。
- (3) 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。
- (4) 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定める。  
（小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育も同様）
- (5) 家庭的保育事業者は、保育指針に準じ、家庭的保育事業の特例に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。（小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育も同様）

## 3 小規模保育事業

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所には、乳児室又はほふく室（1人につき3.3㎡以上であること）、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっているものとする。
- (3) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型及びB型には、保育室又は遊戯室（1人につき1.98㎡以上であること）、屋外遊技場（1人につき3.3㎡以

上であること）（代替地含む。）、調理設備及び便所を設けること。

- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室（1人につき3.3㎡以上であること）、屋外遊技場（1人につき3.3㎡以上であること）（代替地含む。）、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。
- (6) 小規模保育事業所A型については、保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。
  - ①乳児おおむね3人につき1人
  - ②満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人
  - ③満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人
  - ④満4歳以上の児童おおむね30人につき1人
- (7) 小規模保育事業所B型には、保育士その他保育に従事する職員として町が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。
- (8) 小規模保育事業所B型の保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数は保育士とする。
  - ①乳児おおむね3人につき1人
  - ②満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人に1人
  - ③満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人に1人
  - ④満4歳以上の児童おおむね30人に1人
- (9) 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。
- (10) 小規模保育事業所C型においては、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には5人以下とする。
- (11) 小規模保育事業C型はその利用定員を6人以上10人以下とする。

#### 4 居宅訪問型保育事業

- (1) 居宅訪問型保育事業は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。
  - ①障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
  - ②子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
  - ③児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第5項に規定する措置に対応するために行う保育
  - ④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要が高いと町長が認める乳幼児に対する保育
- (2) 居宅訪問型保育事業は、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1

人とする。

- (3) 居宅訪問型保育事業者は、保育を行う乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設を適切に確保しなければならない。

## 5 事業所内保育事業

- (1) 事業所内保育事業を行うものは、1人以上の地域定員枠を設けなくてはならない。
- (2) 乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっているものとする。
- (3) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる保育所型事業内（利用定員20名以上）には、乳児室には、乳児室（1人につき1.65㎡以上であること）又はほふく室（1人につき3.3㎡以上であること）医務室、調理室（保育所型事業所内保育所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。）及び便所を設ける。
- (4) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室（1人につき1.98㎡以上であること）、屋外遊戯室（代替地含む。1人につき3.3㎡以上であること）、調理室（保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。）及び便所を設けること。
- (5) 保育所型事業所内保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業や搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては調理員を置かないことができる。
- (6) 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設を確保しないことができる。
- (7) 小規模型事業所内保育事業所（利用定員19人以下）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつた場合、調理員を置かないことができる。
- (8) 小規模型事業所内保育事業の保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数は保育士とする。
- ①乳児おおむね3人につき1人
  - ②満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人に1人
  - ③満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人に1人
  - ④満4歳以上の児童おおむね30人に1人

### <経過措置>

- 1 現在、自園で調理を行っていない場合については、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は経過措置として、食事の提供や調理員の配置の規定について適用しないことができる
- 2 連携施設の確保が著しく困難であつて子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町長が認める場合には、省令の施行の日から5年を経過するまでの間、確保しないことができる。
- 3 小規模保育事業C型にあつては、省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、利用定員を6人～15人以下とすることができる。

**【施行期日】**

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日とする。

# 松伏町学童保育の設備及び運営に関する基準（案）の概要

## 1. 趣旨

平成27年度から施行予定の子ども・子育て支援新制度において、放課後児童健全育成事業（以下「学童保育」）の設備及び運営に関する基準を市町村が条例で定めることと規定されました。学童保育を行う者（以下「学童保育事業者」）は、設備及び運営の基準を遵守しなければなりません。

市町村が条例を定めるに当たっては、学童保育に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとされています。

松伏町では、原則、厚生労働省令基準案のとおり条例に規定する予定です。

なお、子ども・子育て関連3法による改正には、対象児童の拡大も盛り込まれています。対象児童は、現在「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」（小学3年生まで）と規定されていますが、改正後は「小学校に就学している児童」（全学年）となります。

### 【省令基準案の区分】

省令基準案の区分	区分の意味	基準の対象となる事項
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準。この基準の範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。	学童保育に従事する者及びその員数
参酌すべき基準	自治体が「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される。	上記以外

地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）から抜粋

## 2. 概要（下線を付けた部分は、省令基準案に松伏町が追加した部分です。）

### （1）総論関係

① 学童保育事業者の一般原則等として、以下の内容等を定めます。

- 利用している児童の人権への配慮、人格の尊重
- 地域社会との交流及び連携、児童の保護者及び地域社会に対する運営内容の 説明
- 運営の内容についての自己評価、結果の公表
- 学童保育を行う場所（以下「学童クラブ」）の構造設備（採光、換気等児童の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならないこと）
- 軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置、非常 災害に対する具体的計画の策定、訓練の実施等

○ 学童保育事業者及び学童保育に従事する者は、松伏町暴力団排除条例（平成24年9月25日条例第15号）第2条に規定する暴力団及びその暴力団員でないこと

② 職員の一般的要件等として、以下の内容等を定めます。

- 健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならないこと
- 常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこと
- 学童保育に従事する職員に対する研修機会の確保

(2) 設備関係

学童クラブに設ける設備として、以下の内容等を定めます。

- 遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）、支援の提供に必要な設備及び備品等の設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないこと
- 専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専ら当該学童保育の用に供するものでなければならないこと（児童の指導に支障がない場合は、この限りでない。）
- 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならないこと

(3) 職員関係

学童保育に従事する者について、以下の内容等を定めます。

- 学童保育事業者は、学童クラブごとに、児童指導員（有資格者）を置かなければならないこと
- 児童指導員の数は、指導の単位ごとに2人以上とし、うち1人を除き、補助員（児童指導員が行う指導について児童指導員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができること
- 児童指導員は、次のいずれかに該当するもの（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条第2項各号のいずれかに該当する者（「児童の遊びを指導する者」）を基本）であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないこと
  - ・ 保育士
  - ・ 社会福祉士
  - ・ 高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
  - ・ 教員免許を有する者
  - ・ 大学・大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - ・ 高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上学童保育に類似する事業に従事した者であって、市町村長（特別区の区長を含む。）が適当と認めたもの
- 指導の単位は、学童保育における指導であって、その提供が同時に一又は複数の児童に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数（児童



の集団の規模)は、おおむね40人以下とすること

- 児童指導員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならないこと（児童の指導に支障がない場合はこの限りでない。）

#### (4) その他

その他の運営基準として、以下の内容等を定めます。

- 児童の国籍、信条又は社会的身分による差別的取扱いの禁止
- 職員の児童に対する虐待等の禁止
- 児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水についての衛生管理
- 感染症又は食中毒の発生、まん延の防止
- 必要な医薬品その他の医療品を備え、管理すること
- 学童クラブごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めること
  - ・ 事業の目的及び運営の方針
  - ・ 職員の職種、員数及び職務の内容
  - ・ 開所している日及び時間
  - ・ 支援の内容及び当該支援の提供につき児童の保護者が支払うべき額
  - ・ 利用定員
  - ・ 通常の実業の実施地域
  - ・ 事業の利用に当たっての留意事項
  - ・ 緊急時等における対応方法
  - ・ 非常災害対策
  - ・ 虐待の防止のための措置に関する事項等
- 職員、財産、収支及び児童の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備
- 職員の秘密の漏洩の禁止等
- 児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置等
- 市町村から指導又は助言を受けた場合の必要な改善
- 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査への協力
- 開所時間について、小学校の授業の休業日については1日につき8時間以上、小学校の授業の休業日以外の日については1日につき3時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、学童クラブごとに定めること
- 開所日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、学童クラブごとに定めること
- 保護者との密接な連絡（児童の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容及びつき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならないこと）
- 市町村、児童福祉施設、児童の通学する小学校等関係機関と密接に連携した支援
- 事故が発生した場合の市町村、保護者等への連絡等
- 賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償

#### (5) 経過措置

経過措置として、以下の内容等を定めます。

- 施行日から平成32年3月31日までの間は、放課後児童指導員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含めること

### 3. 施行期日

子ども・子育て支援法整備法の施行の日とする。

# 松伏町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

## の運営基準に関する条例（案）の概要

### 【新制度における確認制度について】

子ども・子育て支援新制度では、市町村は施設型給付の対象となることを希望する教育・保育施設や事業者について、施設・事業者の申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定め、たうえで給付の対象となることを「確認」し、給付費を支払うこととなります。

給付を受ける施設・事業者は次のように分類されます。

分類	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業
該当する施設及び事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園</li> <li>・幼稚園</li> <li>・認可保育所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業</li> <li>・小規模保育事業</li> <li>・居宅訪問型保育事業</li> <li>・事業所内保育事業</li> </ul>

上記の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の事業者は、町が条例で定める運営の基準を遵守しなければならないこととされています。

### 確認を受ける施設・事業者の要件

①児童福祉法等に基づく認可基準を満たし「認可」を受けること。

②市町村が条例で定める運営に関する基準（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準）を満たすこと。

※ 既存の幼稚園、保育所、認定こども園は、施設型給付を受ける確認があったものとみなされる（「みなし確認」）

### 【この条例で定める主な事項】

利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容・手続きの説明、同意、契約</li> <li>・応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）</li> <li>・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考</li> <li>・支給認定証の確認、支給認定申請にかかる援助</li> </ul>
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供</li> <li>・子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む）</li> <li>・連携施設（地域型保育事業のみ）</li> <li>・利用者負担の徴収</li> <li>・利用者に関する町への通知（不正受給の防止）</li> <li>・特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）</li> </ul>
管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示</li> <li>・秘密保持、個人情報管理</li> <li>・非常災害対策、衛生管理等</li> <li>・事故防止、発生時の対応</li> <li>・評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価）</li> <li>・苦情処理</li> </ul>
撤退時のルール	確認の辞退、定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）

## 【松伏町の基準案の概要】

下記の項目の以外の事項については、認可基準にかかる国の省令で定める基準のとおりとします。

- ・運営主体に関する暴力団排除の規定を追加

### 《特定教育・保育施設の運営に関する基準》

#### 1 利用定員に関する基準

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「法」という。）第27条第1項の確認を受ける保育所、認定こども園については、利用定員20名以上とする。
- (2) 利用定員は、法第19条に掲げる区分（ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分する。）ごとに定めるものとする。

#### 2 運営に関する基準

- (1) 利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。
- (2) 支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- (3) 特定教育・保育施設のうち、幼稚園又は認定こども園は、利用申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる子どもの数及び現に利用している1号認定こどもの総数が法第19条第1項第1号に掲げる認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
- (4) 特定教育・保育施設のうち、保育所又は認定こども園は、利用申込みに係る2号又は3号認定こどもの数及び現に利用している2号又は3号認定こどもの総数が、2号又は3号認定の利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- (5) 特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。
- (6) 特定教育・保育施設のうち、保育所又は認定こども園の利用について、法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
- (7) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等を確認することとする。（※）
- (8) 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあつた場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行うこと。（※）
- (9) 特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努める

こととする。

- (10) 特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。(※)
- (11) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。(※)
- (12) 特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- (13) 特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。
- (14) また、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。
  - ① 日用品、文房具等の購入に要する費用
  - ② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
  - ③ 食事の提供に要する費用
  - ④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
  - ⑤ 上に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- (15) 特定教育・保育施設は、上記の支払いを受ける額のほか、直接支給認定子どもの便益を向上させるものであつて、支給認定保護者に支払いを求めることが適当である便宜について、当該便宜にかかる費用の額の支払を当該支給認定保護者から受けることができる。
- (16) 特定教育・保育施設は、前3項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。
- (17) 次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。【従】
  - ① 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領
  - ② 認定こども園（①を除く） 幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針（このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない）
  - ③ 幼稚園 幼稚園教育要領
  - ④ 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針
- (18) 提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。
- (19) 常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行

わなければならない。(※)

- (20) 職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。(※)
- (21) 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。【参】
- ① 施設の目的及び運営の方針
  - ② 提供する特定教育・保育の内容
  - ③ 職員の職種、員数及び職務の内容
  - ④ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日
  - ⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額
  - ⑥ 認定区分ごとの利用定員
  - ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
  - ⑧ 緊急時等における対応方法
  - ⑨ 非常災害対策
  - ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項
  - ⑪ その他重要事項
- (22) 特定教育・保育施設は、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- (23) 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (24) 特定教育・保育施設は、当該特定・教育保育施設の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。(※)
- (25) 子どもの国籍、心情、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。(※)
- (26) 職員は、子どもに対し、子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。(※)
- (27) 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る）の長たる管理者は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならない。(※)
- (28) 職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。(※)
- (29) 提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。(※)
- (30) 当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。(※)
- (31) 提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適

切に対応するために必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。(※)

(32) 提供した教育・保育に関し、町が行う報告又は職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町長から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うこと。(※)

(33) 事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。(※)

① 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること

② 事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること

③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと

(34) 子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに町及び、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(※)

(35) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

(※)

(36) 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行わなければならない。(※)

(37) 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(※)

(38) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

### 3 特例施設型給付費に関する基準

(1) 特別利用保育を提供する際には、児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県等が定める児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守すること。

(2) 特別利用保育を提供する際には、特別利用保育に係る子どもと法第19条第1項第2号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。

(3) 特別利用教育を提供する際には、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編成その他に関する設置基準を遵守すること。

(4) 特別利用教育を提供する際には、特別利用教育に係る子どもと法第19条第1項第1号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。

### 《特定地域型保育事業の運営に関する基準》

#### 1 利用定員に関する基準

(1) 利用定員については以下のとおりとする。

①家庭的保育事業 1人以上5人以下

②小規模保育事業A型及びB型 6人以上19人以下

③小規模保育事業C型 6人以上10人以下

④居宅訪問型保育事業 1人

(2) 上記定員は、事業所ごとに満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。

#### 2 運営に関する基準

(1) 利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得な

ければならない。

- (2) 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者からの利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- (3) 特定地域型保育事業者は、利用の申し込みに係る子どもと利用中の子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いとも認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- (4) 特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。
- (5) 特定地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により町が行うあっせん及び要請又は児童福祉法第24条第3項（附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
- (6) 特定地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握につとめることとする。
- (7) 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。（利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。）
- (8) 居宅訪問型事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。
- (9) 特定保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努めるものとする。
- (10) 特定地域型保育事業を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- (11) 当該特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育児の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。
- (12) また、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。
  - ① 日用品、文房具等の購入に要する費用
  - ② 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
  - ③ 特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - ④ 上に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- (13) 特定地域型保育事業者は、上記の支払いを受ける額のほか、直接支給認定子どもの便益を向上させるものであって、支給認定保護者に支払いを求めることが適当である便宜について、当該便宜にかかる費用の額の支払を当該支給認定保護者から受け取ることができる。
- (14) 特定地域型保育事業者は、前3項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金



銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。

- (15) 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。
  - (16) 提供する特定地域型保育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。
  - (17) 特定地域型保育事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。
    - ① 事業の目的及び運営の方針
    - ② 提供する特定地域型保育の内容
    - ③ 職員の職種、員数及び職務の内容
    - ④ 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日
    - ⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額
    - ⑥ 利用定員
    - ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
    - ⑧ 緊急時等における対応方法
    - ⑨ 非常災害対策
    - ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項
    - ⑪ その他重要事項
  - (18) 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たり、事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
  - (19) 特定地域型保育事業者は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。
  - (20) 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。
  - (21) 特定教育・保育施設の(※)印の規定については、特定地域型保育事業について準用する。
- 3 特例地域型保育給付費に関する基準
- (1) 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守すること。
  - (2) 特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。）が、利用定員の数を超えないものとする。
  - (3) 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
  - (4) 特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支

給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。)が、利用定員の数を超えないものとする。

《その他》

- (1) 特定保育所については、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受け取りの際に町の同意を得ることを要件とする。
- (2) 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
- (3) 小規模保育事業C型にあつては、この条例の施行の日から起算して5年を経過するまでの間の利用定員は、6人以上15人以下とする。
- (4) 特定地域型保育事業者は、町長が認める場合は、この条例の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。

3. 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日とする。

# 意見記入用紙

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準  
に関する条例(案)」について、ご意見をお書きください。

お名前 \_\_\_\_\_

A large rounded rectangular box with a blue border and horizontal lines for writing. The box is empty and intended for the respondent to write their comments.

お手数ですが、6月10日(火)までにご提出ください。